

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
当分の翌日
に替り、
翌日は、
当日に替り)

目次
 ◇選管告示 立会演説会に参加の申出のあつた候補者についてその所属の班等
 ◇正 誤 昭和三十二年一月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号中
 訂正

選挙管理委員会告示

- 一 候補者の所属の班
 第一班 足鹿 覚 徳安 実蔵 赤沢 正道
 第二班 武部 文 古井 喜実 竹内 利友
 二 立会演説会の日時及び会場並びに演説の順序
 1 第一班

日		時		会場		演説の順序		
一月十二日	木	午後一時三十分	岩美町	岩美町	岩美中学校	徳安	足鹿	赤沢
"	"	六時三十分	鳥取市	遷番小学校	鳥取市遷番小学校	足鹿	赤沢	徳安
"	"	一時三十分	国府町	谷	国府町谷小学校	赤沢	徳安	足鹿
"	"	六時三十分	智頭町	智頭	智頭中学校	徳安	足鹿	赤沢
"	"	一時	郡家町	中央	郡家町中央中学校	足鹿	赤沢	徳安
"	"	四時	八東町	八東	八東小学校	赤沢	徳安	足鹿
"	"	七時	若桜町	若桜	若桜中学校	徳安	足鹿	赤沢

鳥取県選挙管理委員会告示第二十一号

昭和四十二年一月二十九日執行の衆議院議員総選挙において開催する立会演説会に参加の申出のあつた候補者について、その所属の班、その者の演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場並びに各立会演説会における演説の順序を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五十六条の二第二項から第四項までの規定により次のとおり決定したので、同法同条第五項において準用する同法第百五十六条第五項の規定により告示する。

昭和四十二年一月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日	二十日	十九日	十八日	十七日	十六日	十五日												
水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日												
六時三十分	一時三十分 六時三十分	一時三十分 六時三十分	六時三十分	六時三十分 一時三十分	七時 四時	一時 六時三十分	六時三十分 一時三十分	六時三十分 一時三十分	六時三十分 一時三十分	六時三十分 一時三十分												
米子市	溝口町	日野町	米子市	西伯町	境港市	米子市	淀江町	名和町	赤碕町	東伯町	大栄町	関金町	倉吉市	倉吉市	三朝町	東郷町	青谷町	気高町	鳥取市	鳥取市	河原町	
米子市公会堂	溝口小学校	根雨公会堂	日南町中央公民館	明道小学校	西伯町中央集会所	境小学校	大篠津小学校	淀江小学校	名和中学校	赤碕高等学校	浦安小学校	由良小学校	鴨川中学校	中部農協会館	倉吉福祉会館	西小学校三朝校舎	榎小学校	青谷小学校	浜村小学校	湖東中学校	鳥取農協会館	河原小学校
足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿
徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿
赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢	徳安	足鹿	赤沢

2 第二班

日		時		会 場		演 説 の 順 序		
日	時	会	場	第一順位	第二順位	第三順位		
一月十二日	午後一時三十分	西伯町	西伯町中央集会所	竹内	古井	武部		
〃	六時三十分	米子市	明道小学校	古井	武部	竹内		
〃	一時三十分	日南町	日南町中央公民館	武部	竹内	古井		
〃	六時三十分	日野町	根雨公会堂	竹内	古井	武部		
〃	一時三十分	淀江町	淀江小学校	古井	武部	竹内		
〃	六時三十分	名和町	名和中学校	武部	竹内	古井		
〃	一時三十分	米子市	大篠津小学校	古井	武部	竹内		
〃	六時三十分	境港市	境小学校	古井	武部	竹内		
〃	一時三十分	溝口町	溝口小学校	武部	竹内	古井		
〃	六時三十分	米子市	米子市公会堂	竹内	古井	武部		
〃	一時	赤碕町	赤碕高等学校	古井	武部	竹内		
〃	四時	東伯町	浦安小学校	武部	竹内	古井		
〃	七時	大栄町	由良小学校	竹内	古井	武部		
〃	一時三十分	関金町	鴨川中学校	古井	武部	竹内		
〃	六時三十分	東郷町	桜小学校	武部	竹内	古井		
〃	一時三十分	三朝町	西小学校三朝校舎	竹内	古井	武部		
〃	六時三十分	倉吉市	倉吉福祉会館	古井	武部	竹内		
〃	一時三十分	倉吉市	中部農協会館	武部	竹内	古井		
〃	六時三十分	青谷町	青谷小学校	竹内	古井	武部		

正

誤

昭和四十二年一月鳥取県選挙管理委員会告示第十七号中次の箇所を誤り
があつたので訂正する。

頁 段

誤

正

六 下 やめさせなくてよいと思ふ
やめさせなくてよいと思ふ

二十五日	二十四日	二十三日	二十二日	二十一日
水	火	月	日	土
六時三十分	一時三十分 七時	一時 四時	一時三十分 六時三十分	一時三十分 六時三十分
鳥取市 鳥取県農協会館	河原町 河原小学校	若桜町 若桜中学校	八東町 八東小学校	郡家町 中央中学校
智頭町 智頭中学校	国府町 谷小学校	鳥取市 遷喬小学校	岩美町 岩美中学校	鳥取市 湖東中学校
気高町 浜村小学校	武井部 武井部	竹内 竹内	竹内 竹内	武井部 武井部
古井部 古井部	竹内 竹内	武井部 武井部	竹内 竹内	武井部 武井部
古井部 古井部	竹内 竹内	武井部 武井部	竹内 竹内	武井部 武井部
古井部 古井部	竹内 竹内	武井部 武井部	竹内 竹内	武井部 武井部

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

(定価一部一箇月三百円(送料を含む。))